

## 随意契約理由書

件 名	令和4年度 西神・山手線 車輪転削盤整備作業
契 約 業 者 名	川重商事株式会社
随意契約の理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

### 随意契約の相手方を選定した理由

西神・山手線の車輪転削盤は、鉄道車両の車輪に対し正確な踏面形状を削り出すものであり、長期にわたり性能を維持する必要がある。

また、転削盤を構成する部品には精密な加工技術の他、大きな負荷に耐えるための材料選定や熱処理等が必要となるが、これらの詳細は一般に開示されていない。

以上のことから当局車輪転削盤を修理できるのは、本来は納入当時に設計・製作した川崎重工業株式会社以外にはない。しかし、同社は現在車輪転削盤に関する業務を行っておらず、当該転削盤を修理できるのは業務を譲渡された株式会社アサヤマのみであり、西日本地域では、上記業者が唯一の代理店となる。

よって、上記業者を指定する。

担当部署 (問い合わせ先)	地下鉄車両課検車係 (電話:078-793-1306)
------------------	-----------------------------